

令和 3 年 第 3 回

伊根町議会定例会会議録

令和 3 年 9 月 17 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和3年 第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和3年 9月17日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和3年 9月17日 9時26分			議長	濱野 茂樹	
	閉会	令和3年 9月17日 11時31分			議長	濱野 茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山 義宗	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	佐戸 仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野 茂樹	○	
	5	山根 朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	地域整備課長	森田 連三	○	
	教育長	岩佐 好正	○	教育次長	石井 明博	○	
	総務課長	鍵 良平	○				
	企画観光課長	千賀 和孝	○				
住民生活課長	増井 和彦	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	4番	中嶋 章		8番	佐戸 仁志		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和3年9月17日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 乱開発を抑え、住み良いまちをつくる「まちづくり条例」
の制定について 大谷 功
- 買い物困難者への支援について 山根 朝子
- 事業承継について 松山 義宗
- タブレット「いねぼん」今後の利活用について 上辻 亨
- 緊急事態宣言発令に対する今後の対策は 佐戸 仁志

日程第 3 議案第43号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

日程第 4 議案第37号 令和2年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採決)

日程第 5 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税
財源の充実を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 乱開発を抑え、住み良いまちをつくる「まちづくり条例」
の制定について 大谷 功
- 買い物困難者への支援について 山根 朝子
- 事業承継について 松山 義宗
- タブレット「いねばん」今後の利活用について 上辻 亨
- 緊急事態宣言発令に対する今後の対策は 佐戸 仁志

日程第 3 議案第 4 3 号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定に
ついて

日程第 4 議案第 3 7 号 令和 2 年度伊根町歳入歳出決算認定について
(討論・採決)

日程第 5 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税
財源の充実を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会 議 の 経 過

令和3年9月17日（金）
午 前 9時26分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（濱野茂樹君） おはようございます。お疲れさまでございます。

一昨日15日、我が国の政府発表によると、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが排他的経済水域内に落下したと推定されるとのことであります。

北朝鮮はこれまでも度重なるミサイル発射を行っており、今回の北朝鮮による弾道ミサイル発射は国際連合安全保障理事会決議違反であり、平和と安全を希求する国際社会に対して不安と緊張をあおってまいりました。

こうした中で、今回のミサイル発射は断じて容認できない行為であり、町民の安心と安全を守る立場として、伊根町議会として厳重に抗議するものであります。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱野茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、中 嶋 議員

8番、佐 戸 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（濱野茂樹君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、乱開発を抑え、住みよいまちをつくる「まちづくり条例」の制定についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

近年の持続可能な社会に向けたSDGsや温室効果ガス排出実質ゼロを目指す取組の推進の流れを踏まえ、良好な環境の保全及び創造について、基本の理念、町、町民及び事業者の責務、施策の基本となる事項等を定めることで良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進し、将来にわたって町民の健康で文化的な生活の持続に寄与することを目的としたまちづくり条例の制定が、今、必要ではないかと私は考えています。

今、丹後では、準大手ゼネコン前田建設工業によります菅野日ヶ谷地区の第1風力発電、京丹后市上宇川地区の第2風力発電、市民風力発電による太鼓山ウインドファーム、自然電力によります大宮町磯砂山系、それから上宮津の5か所で風力発電の建設が予定をされていると聞いております。あまりにも大規模であることから、低周波による健康被害、騒音、景観破壊、河川の汚濁、土砂介在、クマタカなど希少動物への影響が懸念をされています。

気候危機の打開の観点から脱炭素、省エネルギー、再生可能エネルギーを進めることは非常に重要で、積極的に賛成するところではございますが、短期間、大規模に導入すると、必ず環境破壊をもたらします。

これらを回避するためには、環境保全地区と建設可能地区を明確にしたゾーニングや既存施設構築物などの利活用をし、エネルギーの地産地消、地域のエネルギー資源を地域の産業として開発し、地域の雇用や需要の創出につなげるのが最も重要かと思っています。

そういう意味で、伊根町の再生可能エネルギー導入調査については、大いに期待しているところでございます。

今回、この発電事業では、森を壊して果たしてそれが本当に環境に優しいのかという要素もありますし、また、第1風力発電での説明では、20年間の限定事業で、FITの固定価格買取制度の20年が終われば撤退ということでもあります。

エネルギーの転換を目指し、脱炭素を目指すために継続的に実施するのならまだしも、企業の営利のために売電単価の高い20年という短期間の事業というのが見え透いています。目先の利益さえ増やせばいい、後は野となれ山となれ的な発想が見えてくるのは私だけでしょうか。

近年の風力発電建設の増加に伴い、地元と事業者との紛争が増えているため、環境省も、地方自治体が風力発電の立地の適否を設定するゾーニングなどで積極的に関与することを推奨しています。環境アセスメント手続でも、最初の計画段階、環境配慮書と方法書の段階で関係市町村長の意見聴取の義務づけ、地元住民への説明会は方法書と準備書の段階で義務づけられています。

しかし、民間の事業では、自治体の積極的関与ができていくという側面もあります。そういう点で、開発に当たって、町民の生活環境を保全するために、また適切な指導意見を述べるために、専門家も交えた審議会の設置を義務づける内容も含めて、まちづくり条例の制定が必要ではないかと考えますが、町長のご所見を伺います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問では、まちづくり条例の制定ということですが、質問の要旨からして、風力発電の規制に特化した内容を想定しておられるように思うところでございます。

6月定例会でも同様に、風力発電事業計画について計画の中身はどうなっているのか、町はどのように考えているのか、そのようなご質問をいただいたところでございます。それにつきましては、分かっている範囲で事業規模やスケジュールをお知らせし、町の思いをお伝えしたところでございます。

少し繰り返しになりますが、当町の対応としては2点申し上げました。

1つは、事業予定地である筒川財産区への協力でございます。基本的に、業者と筒川財産区と協議して事業を進めるため、財産区の代表者の方々との連絡調整等を行うものでございます。

2つ目は、環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントに関するところでございます。事業を実施するに当たっては、環境に与える影響についての調査、予測及び評価に関する書類を事業実施者が作成し、京都府に提出します。町はその書類に関して吟味し、京都府及び事業者意見を申し上げることになります。

また、伊根町の第6次総合計画におきましては、省エネルギー対策や風力発電等の再生可能エネルギーの利活用を目指すとして記載しており、当町も継続して国庫補助エネ高を活用した取組を行っております。

風力発電を推進することは、総合計画を決定する上で、SDGsや脱炭素の意味合いで町民の皆さんと言わばお約束をしたことと思っております。当然、町民の生活や健康、自然環境に害を及ぼさない範囲においてでございます。

森林には水源の涵養、災害防止、環境の保全など多様な公益的な機能を有しており、住民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しております。そのため、森林の持つ機能が損なわれないように、森林区域での開発行為は、保安林以外の森林であっても、しっかりとルールが定められております。国有林と保安林以外であっても、都道府県知事が制定した地域森林計画に入っている森林は、林地開発許可の対象となります。筒川地区は全域が含まれますので、この区域内では1haを超える開発行為は知事の許可が必要となります。

また、1haに満たなくとも、風力発電の場合は出力が1,500kwを超えるものは、環境アセスメントの対象となる第1種事業であります。

よって、今回は、平成25年に改正された環境影響評価手続を導入した京都府環境影響評価条例に従って実施されることとなります。

議員も言われるとおり、最初の配慮書の段階から関係市町村長への意見聴取が義務づけられており、公告・縦覧による住民意見の提出が3回、市町村長意見については4回、その聴取が義務づけられております。この間、説明会や公聴会も実施をされます。

健全で恵み豊かな環境の保全、安らぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を図るためには、適正に配慮された持続的発展が可能な開発が求められております。そのために、このような環境アセスメントの手続が既に整備されております。これに加えて、屋上屋を架すような町独自の条例制定は必要ではないと、そのように考えております。

私感でございますが、議員、今、丹後ではと大きくくりをされて、短期間、大規模開発と申されますが、丹後第1、第2以外は期間も場所も業者も異なります。全てを一緒に考えるのはいかがかなと思うところでございます。

また、よしんば条例を制定したとしても、効力が及ぶのは菅野地区の4基のみです。京丹後市や宮津市の開発行為に伊根町が口を出せるものではないと思います。

議員懸念されます事項についても、我々のテリトリー、菅野の4基で言えば、低周波の健康被害、騒音とか言われます。予定されております風車から半径2km以内の直近の家屋がその調査の対象となります。今回測ってみますと、その半径2km以内に人家はございません、伊根町には。その圏内には人家はございません。

また、景観破壊、河川の汚濁、もう既に20年近く前から太鼓山に風力発電でございます。あの風力発電を見て景観破壊だと言われた方は、ついぞ私は聞いたことがないと思います。河川の汚濁についても、そのような現実はございません。今回の菅野の4基につきましては、現在の太鼓山ウインドファームがありますが、それよりも南側ですので、余計に被害はない、被害というか、現在よりも安全であろうかと思うところでございます。

土砂災害についても、台風等で丹後半島、多く道路が崩壊、崩落をいたしました。今後もあります。しかしながら、太鼓山風力発電が原因となってそういったものが起きたかといえば、そういったものは一切ございません。発電所内においても、そのような事例はございません。

また、クマタカ等の希少動物、クマタカにつきましても、太鼓山ウインドファームのアセスにおきましても、影響はないであろうということは実証済みでございます。条例制定はしなくとも、京都府のアセスに肅々と対応していけばよいのではないかと、そのように思うところでございます。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 太鼓山風力発電のときにはあまり影響がなかったので大丈夫だというご意見でしたが、太鼓山と比べまして、今回の事業が大変規模が大きいということは、もう町長さんも十分に承知されておられると思うんですが、そういう意味で、今までとは比較にならないことが起きる可能性もあると。土砂災害、それから景観破壊、町長さんも言われました人家への影響、それから低周波等は、離れておるのでないのかも分かりませんが、近年、大変大雨が多いということもあります。土砂災害の危険というのは、今までの想像を絶するものがあるというふうに思っています。

だから、今後とも十分注意をされまして、それから住民へ状況等を説明していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） はい。今後ともしっかりと住民の皆さんには説明をしまいたいと思っております。

また、全ての丹後半島、宮津市、京丹後、伊根町で行われる全てを一緒くたにして大規模、大規模と言われるのは、何かちょっと違うような感じがするんですね。

また、私は伊根町長でございますので、伊根町における範囲についてはしっかりと物申します。でも、京丹後は京丹後で、京丹後市なんかはまたそっちの委員会もあつたりしますので、そちらはそちらでしっかりとアセスでやられますし、宮津市さんは宮津市さんでしっかりとやられると思います。多少の首長同士はつながりもございまして、その辺の情報交換はしますけれども、私は、伊根町においてのしっかりとアセスに対し物申していき、町民の皆さんの安心安全は保っていきたいと思っております。じっくりと説明もしてまいります。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、買物困難者への支援についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

本年4月末で本庄地区のAコープが閉店し、町内において生鮮食料品等の店舗が皆無となりました。食料品や日常生活用品がすぐに購入できなくなり、また、交流の場もなくなりました。Aコープは農業関係の商品も扱っていたため、家庭菜園を営む方から農家の皆さんまで、閉店に伴っては大きな影響を受けています。

伊根町では買物する店が少なく、買物する場所までの移動手段がない高齢者などへの支援として、高齢者買物支援事業を実施していますが、Aコープ閉店後は、行き先を隣町のスーパーに変更して継続されています。この事業は、今の伊根町にとってはなくてはならない事業になっています。

いわゆる買物弱者は、平成17年には全国で約600万人と推計されていましたが、平成22年には約700万人と増加傾向にあります。特に農村山間部はアクセス可能な店舗がないという特徴があります。

伊根町議会では、Aコープの閉店に関わって、買物支援に関するアンケート調査を実施しました。10代から80代以上まで555名から回答をいただきました。60代以上の方の回答が70%を占めました。

アンケートの結果を少し紹介します。

「Aコープが閉店すれば、日常生活に支障が出るのか」の問いには、「はい」と答えた人は268人、49%、「いいえ」は182人、33%、「分からない」は95人、17%でした。買い物バスを利用している人は、「時々利用する」を含めて80人が利用されていました。令和2年度の高齢者買物支援事業では、利用者は伊根地区が36人、朝妻地区が38人、本庄地区が18人、筒川地区が36人とのことでしたが、今後、本庄地区の利用者が増えるのではないかと思います。

「今後利用したい買物方法については」の問いでは、「近隣のスーパーの利用」が361人、「町内に新しい店舗が必要」が279人、「通販や宅配サービスを利用する」が246人、「移動販売」174人、「買物バス」80人、「買物代行」27人、「支援の必要がない」という人は34人でした。町内に新たな店舗が必要との理由には、鮮魚や地元の品物が買えるようにという意見もありました。また、気軽に立ち寄ってコーヒーなどを飲んで雑談ができる場が欲しいというコミュニティの場を求める意見も寄せられていました。

買物困難者への支援として一般に考えられるのは、1、家庭まで商品を届ける配食や宅配、買物代行、2に近くにお店をつくる買物の場の開設や移動販売、3つ目に家から出やすくする移動手段の提供、4つ目に会食などのコミュニティの形成が挙げられます。先ほどの高齢者買物支援事業では、運転手のほかにアシスタントの方が乗車されており、利用者の乗り降りの安全の確保やサポートのほかに、荷物をお店から車まで運んだり、車から利用者の自宅まで届けたりされているようです。利用者には大変好評です。しかし、このことは、本来なら買物に1人で出かけていくということが困難になっている高齢者が出かけざるを得ない状況にあるとも言えます。また、移動販売を利用されている方のお話を伺うと、車が止まる販売場所まで出かけることができない方に頼まれて買物をして持って行ってあげるということもあるとのことでした。

一般的には、単身高齢者は、買物依頼をする人がいないなどの理由で買物弱者化する可能性が高いと言われていますが、伊根町においては、単身というだけではなく、高齢になって運転ができなくなると途端に買物困難者になってしまうという状況です。買物困難者は、外出の機会が減り、ひきこもりや生きがいの喪失など精神面への悪影響があると言われていています。また、低栄養に伴い、転倒や骨折などによる医療費の増加にもつながるのではないかとされています。低栄養は、様々な疾患の原因となり、イギリスにおいては、低栄養が医療費や介護費用の増加をもたらし、その経済損失が議論されているほど問題になっています。高齢者の健康面も考慮した支援の在り方が求められています。

アンケートでは、様々な意見を伺うことができました。車の運転ができなくなることへの不安、コロナ禍でもあり、通販の利用をしているが、急に必要になったときなどは店舗がないのがとても不便、生活の根幹がなくなる重大さを考えてほしい、卵や海産物など地元の物が買えなくなるのは販売者、購入者ともに困る等々です。

その中で印象に残った記述がありました。買物は生活のささやかな喜びという声です。いろいろな思いを抱きながら人は暮らしています。今日は何食べよう、あの人にこれを買って持って行ってあげよう、やっぱり地元の物を買えることはいいことだなと、買物をするだけでほっとしたりすることがあります。ささやかな喜びである買物が自由にできないことは、安全な暮らしに大きな支障をもたらすものだと思います。自由に買物ができるということは、生活機能の重要な要素であり、生活インフラ整備の一環として捉える必要があるのではないのでしょうか。

これからますます増加することが予想される買物困難者に対して、どのような支援を考えているのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

一応、通告をいただいておりますので、それを見ながら私の答弁を作成させていただいたんですけども、今のお話聞かせていただいて、ちょっと率直な意見なんですけれども、それについて山根議員さんはどう思われるんですかね。私はこう思う。だからこうすべきじゃないかと、こうしたらどうですかと、そう言っただけだと、何か具体的に話ができるんですけれども、こんな状況がある、アンケートでこんなことがありました。私もアンケートを読ませていただきましたよ。私なんか一番気になったのは、ご質問されておるんですかね。自由にご意見をお書きください。この状況は合併しなかったからだ。どう答えられますか、こんなの。コンビニは要る、コンビニは要らない、どう答えられるんですかね。そんなことを思いながら聞かせていただいておりました。

答弁に入ります。

ご質問にありました買物困難者への支援についてお答えをいたします。

伊根町議会さんが行われましたアンケートを拝見させていただきました。私のほうから議員活動をとにかく言うつもりはございません。そのアンケートを使って、伊根町議会が目的とするところを達成されることを祈念申し上げるものでございます。

そうは言うものの、つかぬ話ですけれども、私、町長といたしまして、常々職員にはCDの5サイクルなるものを訓示しております。CDというのはコミュニティー・ディベロップメント、地域社会の開発、発展という意味であります。5サイクルとは、調査、分析、企画、行動、評価、これです。そして、これを繰り返す、これがCDの5サイクルであります。職員にはこれがよりよきまちづくりの基本、各種政策の立案、施行する上の基本と、そのように申し上げます。

先ほど言いましたように、どういう目的のアンケートなのか、実施なのかはちょっと分かりかねるのでございますが、このアンケートは、いわゆるCDの5サイクルで言うまでもっての調査に当たると思います。今後、伊根町議会がその目的に向け、次の分析、企画、行動、評価と進められますことをご期待申し上げるものでございます。

質問事項は、買物困難者への支援についてということでございますので、外出支援、健康面の問題、雑談できる場所の提供など、少し回答が及ばないかもしれませんが、その辺はちょっとご容赦を願いたいと思います。

買物支援事業は、平成24年1月から試験運行を行い、同年5月から本格実施をしております。10年近く前から、我々、この買物支援バスというものを実施しております。当時は、買物難民なんていう言葉を使いながらやっておりました。何もAコープが閉店した今、始めるものじゃありません。10年前から計画をし、やっておるものでございます。

利用店舗は、本年4月までは本庄上Aコープいね支店でありました。事業の趣旨は、公共交通機関が少なく、自家用車を持たない方の日常生活用品、食料品の買物支援であり、公用車で集落、店舗間を運行しております。主に高齢者への支援でありますので、車両導入の際は、京都府の地域包括ケア総合交付金がほぼ満額交付されたところでございます。

4月までは8ルートで2回運行、全体で実質月4日間運行しておりました。運行実績は、決算付

属書に毎年詳しく記載のとおりでございますが、ここ5年間、各1年間の運行回数は192回、利用実人数は初期の100人が徐々に増えてまいりまして、昨年度は120人程度まで増加をしております。延べ利用人数も、年間700人前後から約1,000人にまで同様に増えております。

人口減少が続く我が町におきまして、利用が増加傾向にある事業というものは、なくてはならない事業と実感をしております。5月以降は、本庄上Aコープいね支店の閉店に伴い、利用店舗をにしがき養老店とし、ルートも8ルートから12ルートと増便し、月4日間運行を月6日間運行といたしました。買物先がなくなっても新たな店舗を見つけ、買物支援事業を中止することなく運行できていることは、多くの住民さんに喜んでいただいております。

ちなみに、5月以降は、ルートが増えたこともありますが、月別利用者は130人前後で推移しており、年間の延べ利用者人数は、昨年より1,000人を大きく上回ると推定をしております。

宅配などがございますが、過日、京都生協さんが来庁され、伊根町の生協世帯加入率は66.8%で府内第2位とのことであり、多くの町民の方々が買物に利用されている状況がございます。宅配もたくさんの方がご利用されておりますね。

また、配食サービスは長寿苑とシルバー人材センターに以前からお願いをしておりますが、利用者が増加をしておりますので、将来的なことも勘案し、作業所伊根の里にも昨年からお金をかけております。

移動販売は、フクヤのとくし丸、蒲入水産、また農業者の方もおられますね。伊根地域には別途個人の方が移動販売に来られております。

移動手段の提供は、路線バス、伊根バス、福祉有償サービス、今は実証実験中でございますが、デマンドタクシー、そのように要望に応えられるよう手を尽くしております。

高齢者の健康については、買物支援とは別問題として取り組んでおります。老人クラブへの支援、社協、NPOのサロン、おきなぎの家・かじか苑での与謝郡福祉会の行う寿茶屋、認知症カフェ、保健センターでの運動教室、認知症予防講習講座等々、どれも気軽に参加でき、皆さんで雑談、談笑していただける場所がございます。買物支援バスにつきましても、特段必要なものがなくても、お仲間と連れ立って外出がてらご利用ください。そのように案内をしております。

一方で、アンケートに、町内の新たな店舗が必要、そうする回答も多くあったようでございますが、確かに近所であれば便利ですね。近所であれば便利ですね。先ほどアンケートで何か、ちょっと気がついたときにすぐ買える、それはそうですね。私も家の前に、どことは申しませんが、店舗がありました。今はなくなりましたけれども。冷蔵庫代わりですね。豆腐がない、コロッケ買うてこう、パン買うてこう、ジュース買おう、冷蔵庫代わりで、目の前にあったんですね。こんな便利なことはないですね。

しかしながら、店舗をつくるといっても、各集落とはいかないだろうと思います。できても1店舗です。どのようなお店、その内容はさておきますが、できても町内1店舗でございましょう。しかしながら、若い人、車を運転される方ならば、そういう方ならばいいんですけども、立地する場所の近所以外では、高齢者の買物困難者への支援とはとてもならないように思います。

買物支援バスを利用いただけるならば、町内だろうが町外だろうが問題はないと思います。また、営利事業は、最低限の利益がなければ参入は困難でございます。Aコープしかりであります。また、行政が直接、小売業の経営を展開することはなかなか難しくございますので、その経営形態はまさに調査、分析、企画し、行動する必要があるかと考えます。不可能ではないと思いますね。検討課題だと思います。

そこで、これからの買物困難者への支援をどのように考えるのか、そのようなご質問でございますが、現在行っている買物支援事業を種々の高齢福祉施策と相まって総合的にコーディネートし、利便性の高い、より充実したものとしていきたいと思っております。その時々、時流に合わせ最善の方法で実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 町長、私の意見を求められましたので、少し答えます。

私は、個人的には、町内には食料品や日常生活用品を扱う店舗は1つは要るのではないかなと思

います。ただ、それを店舗をつくる時に誰が経営するかというと、NPOとか個人ということになりますが、伊根町ではなかなかやる人がいない、手を挙げる人がいないというのが大きな問題になってくるのかなと思っています。

ただ、やっぱり成功例とか失敗例とかそういう情報をしっかりと流していただくということと、それから、買物困難者に対しては、みんなが、いつ自分がその困難者になるかという不安は町民の方は大勢持っておられますので、買物困難な状況に対する町民シンポジウムとか、何かもっと町民の方の知恵と意見をもっと行政のほうも酌み入れるような努力もされたらどうかというふうには思いました。

それから、蒲入水産を初め、移動販売ですごく頑張っていらっしゃる方もいらっしゃるので、そういうところには支援の手をもっと差し伸べていってはどうかなというふうには思っています。

それから、店舗をつくったとしても、そこまで来るのが大変じゃないかとおっしゃいましたが、そこはコミュニティーの場としての位置づけだとか、それから、いねばんを使ってご要望をお聞きして宅配をするだとか、いろんなやり方はあると思いますので、そこもやっぱり知恵と工夫が必要ではないかなというふうには思います。

なかなか大変だとは思いますが。ただ、買物支援については、内閣府や総務省や厚生労働省や産業経済省や農林水産省やいろんな省庁がいろんな補助制度を設けています。これは、いかに買物困難者への対応が求められているかということの表れだというふうにも思います。行政による積極的な対策というのがやっぱり求められていると思いますので、これからやっぱり皆さん、知恵を絞っていただいて、対策を考えていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 山根議員さんのお考えをお聞かせいただいたところでございますが、ちょっと勘違いじゃないかなと思うんですよね。町内において1軒も店舗は皆無となった。あるんですよ。倉屋商店とか北野商店、ありますよ。富倉商店もありますしね。あるんですよ。皆無という言いかたはよくないかなと。

議員、買物困難者に対してということでありますよね。確かに、町内に1店舗ぐらい本当に欲しいものですね。私なんかは、コンビニの1軒もあってほしいと、それは思いますよね。だけれども、それは、買物困難者に対しての支援かどうかというのは、ちょっと難しいところがあるかと思えます。

買物困難者に対しての支援というのであれば、あのアンケートでも、みんな知っていると言っていますけれども使わないんですね。皆様、買物支援バスって一遍同乗されたことはないでしょうね、多分。何で使われないのか、そういうことも確かめる必要があるかと思えますけれども、私は、この買物支援バスを十二分に活用していただければ、大半のことは解決すると思うんです。だから、車がなくなったらどうしよう。大丈夫、乗ってくださいよ。足が痛いからバスまでよう行かん。家の前まで来ますよ。大丈夫ですよ。それで、充実した、町外ですけれどもちゃんとしたスーパーへお連れしますよ。その時には、別に買う物なかったっていいんですよ、乗ってくださいよ。外出がてら来てくださいよ。これを住民に活用いただいたら、大概の問題は、私は、解決できる。もっともこれを充実させていけばね。

先ほど申し上げましたように、高齢者福祉と相まって、トータル的にコーディネートして、これを充実させていけば、大方のことは解決する。解決とまではいきませんが、できるんじゃないかなと思います。

町内における店舗については、私も、今後、検討の余地は十二分にあると思います。いろいろと腹の中では考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

次に、事業承継についてを通告議題とし、松山議員の発言を許します。7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 通告書に従いまして、事業承継について一般質問を行います。

当町においては、舟屋を核とした観光産業がさかんであり、民宿の開業、飲食店の開業がそれに

見られるところですが、吉本町長が目指しておられる観光振興が現実のものとなっております。国内では、団塊の世代が75歳となる2025年は、日本が超高齢化社会に突入し、社会保障の面で問題となることが予想されております。2025年には、国内の経営者が70歳以上の企業が245万社、うち約127万社が後継者不在による廃業、倒産の危機に直面することが予測されております。

当町においても、過去には小売業、飲食店、製造業などいろいろな職種、店舗などが存在しておりました。卓越した技術や製品、素地はあっても、人口減少、時代の変化、後継者問題、経営の問題などにより廃業となったことが予想されます。そこには、いわゆる事業承継の問題があります。それは、また、伊根町にとって産業や雇用を失い、全体としてマイナスだと感じております。

当町は小規模で個人事業主が大半ですが、今後は事業承継について考えておく必要があると思います。

事業承継については、現在、商工会が窓口となり、事業を継続的に持続していく国・府補助金など事業承継支援もあります。その内容は、相談、手続に関わる専門家の派遣、税の優遇措置、承継後の設備の支援などです。当町として仲介やマッチングを設定し、町内の事業を承継希望の移住者などを募集したり、定住促進事業と絡めて考えていくこともできると思います。その事業を承継し、持続可能な事業とすることは、伊根町にとっても有意義なことだと思います。

問題は、事業を丸々引き継いだにしろ、顧客、得意先との信頼関係は承継前のようにはいかないことも考えられます。承継後の支援環境こそが私は重要であると思います。現在、当町においては、新規に観光振興に資する事業であれば、伊根町開業支援金交付事業があり、月10万円を2年間交付を受けることができます。

今後は事業承継に対する環境整備も必要と私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

事業承継についてでございます。

議員おっしゃられるように、これまでから当町の小売業、飲食業、製造業などでも廃業された事業者がたくさんございます。その理由は、後継者の不在だけではなく、事業の採算性が理由など、様々な理由などによるものであったと思います。

例えばの話なんですけれども、伊根地区の民宿におきましては、昭和46年当時、最大26軒の民宿がありました。10軒に1軒は舟屋民宿であったんですね。それが、平成20年頃には1桁、四、五軒まで数が減少したものでございます。農業者、漁業者も同様に、経営体としての数は著しく減少しております。

事業が継続できない原因は何か。私は、後継者の不在より、採算性、利益が出ないことが一番の原因ではないかと思っております。後継者と言いますが、ご子息、親族はおられても、事業を継いでほしいと思わないとか、本人も継ぎたくないと言われる。これが一番の原因ではないかなと思っております。

そして、私もこんな年になりましたので、かつて若い時分を思い出しますと、もう漁師や百姓はお父ちゃん、お母ちゃんの代まででいい、お前らは勉強していい学校行って、いい企業に勤め、都会へ出ていけと、みんな言うたんですね、そう。みんなそう言って、みんな出ていって、今の現状だと。そんなことを思ったりしております。

さておきまして、議員がおっしゃる事業承継を考えると、この事業は利益率もよく採算性も十分見込めるのに、後継者がいなくて廃業になるのはもったいない。いわゆる黒字倒産の可能性のある事業者の承継を言われているのか、農業者、漁業者も含め、町内の企業や個人事業主全ての事業における事業承継のことを考えておく必要があると言われているのか、ちょっとその辺のことがよく分からないのでございます。具体例があれば分かりやすいんですけどもね。

前者、黒字倒産という事例は、伊根町内ではあまり聞いたことがないわけでありまして。後者の個人事業においては、多くは死亡や病気による廃業で、その他もまだまだ事業を続けたい気持ちは持っているものの、高齢となり、ある程度納得の上、廃業されていると認識をしております。伊根町商工会に伺いますと、町内事業者の事業承継に関する認識としては、皆さん、まだまだ先の話と捉えている事業者さんが多いようでありまして。親族の後継者がいる事業者においては、特に個人事業

の場合は、代替わりによる生前の事業承継を行いますと、税法上は事業譲渡とみなされ、相続に比べ税金面の優遇措置が少ない贈与という形になるので、納税額を気にされているようです。税理士会主催の無料相談会でも、そういった相談をされる事業主さんもおられるようでございます。

そのほかにも、営業許可など許可の承継が課題となるような事例もあったようですが、国は早めの事業承継を推進しており、近年、緩和措置も講じられ始めております。商工会としては、事業承継は他人事ではなく、自分も考えなければならないこと、その意識づけが喫緊の課題と感じていると、そのように申しております。私も同感でございます。

事業承継の手段としてM&A、これも一つの手法でしょう。当然、その一つの手法であります。法人のM&Aは一般的に株式譲渡になると思いますが、個人事業主は株式を発行していないため、M&Aを行う際は事業譲渡という形になると思います。近年は、民間のマッチング事業者やサイト、M&A仲介業者があるので、M&Aをお考えの事業主は、町がそこに出ていかなくとも、そちらを活用されれば、専門家からのアドバイスも受けられ、成功の確率も上がるのではないかと思います。事業承継と移住定住を絡めてとのこととございますが、確かに、舟屋で民宿をしたいという移住希望者のお話はたくさん寄せられております。既に民宿をしていた物件で事業を開始できれば、初期投資の負担軽減にもつながり、所有者側も譲渡または賃貸によって経済価値を生むこともでき、M&Aとしては成立もし、売却側、買収側にとって一石二鳥のように見えます。

しかし、伊根町のような小さな町の場合、買収した移住者を受け入れる地域に、そういった事業継続に対する理解や、そういった形での事業継続を望んだりする好意的な考えがあるのか、その点の見極めも大事かと思えます。地域に受け入れられないような人は、たとえその事業の採算性が高くても、M&Aがうまくいっても、移住者自体が苦勞するのではないかと思うところがございます。

また、現状の所有者の皆さんが、そういう譲渡や賃貸、そのような意思があるかどうか、そこも問題であろうかと思えます。補助金等もあるとのこととございますが、あくまで補助金は、事業承継に伴って設備投資をすとか、事業を拡大すとか、そういったことに補助があるもので、事業承継をすること自体で補助金を受けられるものではありません。

本町の開業支援金につきましては、現在は、議員もご存じのとおり、新規開業に対し月10万円を24か月支給するものです。既存事業者への支援は補助率10分の3、上限300万円の商工観光業振興補助金で支援させていただいているところで、事業承継に伴う設備投資なども商工観光業振興補助金の補助対象となるものがございます。

今年度もこの補助金を活用され、息子さんが家業を継がれるに当たり、新しい許可を取得するため工場の拡大を実施されている事業者もおられます。また、冒頭、昭和46年当時、伊根地区には最大26軒の民宿があったが、平成20年にはもう四、五軒まで減ってしまった、1軒まで減ったと申し上げましたが、現在はその開業支援金が功を奏して、27軒まで増えております。往時をしのご勢いでございます。

既存の補助メニューでも事業承継の設備投資、事業拡大などには対応できるところでございますが、事業承継の場合に補助率や上限額に加算を行うかなど、今後の検討の余地はあると考えております。

ただ、伊根町においても、事業承継という行為のみへの支援を行う予定はございません。あくまで国・府と同じように事業承継に伴う設備投資、事業拡大を支援するという点は明確にしておきたいと思えます。

また、M&Aなどの事業承継の専門業者への相談などは、国や府の制度を活用していただければ十分事は足りるのではないかと思います。今のところ、町内事業者のニーズの把握にとどめるといったところかと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、松山議員の一般質問を終わります。

次に、タブレット「いねばん」今後の利活用についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。タブレットいねばん今後の利活用について質問させていただきます。

当町では、アナログ防災無線の更新に当たり、新たに町内の全世帯にタブレット端末を配布する伊根町ネットワーク回覧板いねばんを整備し、令和2年4月1日から運用開始されました。

いねばんでは、防災関連情報、くらしの情報などを配信し、聞き逃し等を改善し、現在、定着してきております。

いねばんを配布されてから1年以上がたちましたが、まだ利用されていない方や使い方が分からない方、また、いねばんを利用してゲームをしている方への対策や電波の不具合などの検証はされておられるのでしょうか。

また、今年9月1日から10月31日まで予約型乗り合いタクシーの実証実験をいねばんで予約できるような取組をされているようですが、今年4月末までであったスーパーAコープが閉店し、食料品等の購入に困難な状況もあります。

このような状況の中、長野県の泰阜村では、タブレット端末を活用した買物弱者支援を5年前から始めております。集落支援員が高齢者宅を回った際、村内にあるJAで取り扱う飲食品や生活雑貨など50品目が対象で、タブレットで商品の写真を見せ、注文があれば後日商品を届けるような取組をされております。また、新型コロナウイルス感染拡大により、病院等外出するときなど、不安を感じておられる方もおられます。兵庫県養父市では、オンライン診療と遠隔服薬指導と組み合わせる全国初の取組もされております。

今後、タブレットを活用し、いろいろなことができるようになると考えます。いねばんを利用して買物ができたり、通院等をされておられる方にオンライン診療等をできるような取組が必要と考えますが、今後、いねばんを活用してこのような取組の考えはあるのでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

タブレットいねばんの今後の利活用についてお答えをいたします。

いねばんは、防災無線のデジタル化対応に当たり、単純にデジタル防災無線を配備するのではなく、タブレット端末を各戸に配備し、大手携帯キャリアの電波を利用して行政情報、防災情報を発信するもので、目的は、これまでの防災無線と同様に情報を伝えるというものでございます。

いねばんを利用している、利用していないの判断において、端末の電源が入っていないイコール利用されていない方と、そのように定義するのであれば、どの端末が未起動であるかの把握は行っております。議会にもその件数等の情報は提供させていただいたところでございます。

しかし、タブレット端末は未起動であっても、スマホ連携によって個人が所有するスマートフォンで情報を、そのように情報を受信されている方もおられるようで、タブレット端末の未起動イコール未利用とはならないものと認識をしております。

何はともあれ、端末の電源を入れていただくことは必須でありますので、伊根町広報でもそのお願いを引き続きさせていただいておるところでございます。

タブレット端末を配備した初期においては、議員おっしゃるゲームをインストールしたり、インターネットでユーチューブを視聴したりしてイレギュラーな使い方をされていた方もおられました。毎月10名程度おられました。町でもその端末を確認し、適正な利用をしてもらうよう周知していたところでございますが、運用開始から1年が経過した現段階で通信情報量を精査したところ、全端末の年間通信量が契約通信量を超過することはありませんでした。よって、改善されたものと理解し、現在はイレギュラーな使い方をしている端末の調査は実施をしております。ちょっと職員の手間を省かせてもらっています。

でも、この場でそんなふうにはしていませんと言うと、またやっつろうかというのが出てくるかも分かんので、そんなことはだめですよということを一言付け加えさせていただきます。

電波の不具合への対応については、ご本人からそういった申出がありましたら、キャリアの変更等を対応させていただいているところで、本人から連絡がないと、不具合があるのかどうか把握ができないという現状でございます。もし議員におかれましても、携帯電波の状況が悪いという方を把握されているようでしたら、その情報をお聞かせいただきたく思います。対応させていただきます。

今月1日からデマンドタクシーの実証実験を開始しており、その予約をいねばんからできるような仕組みの構築を行っております。いねばんで利用登録をして、その後、配車の予約もいねばんからしていただくことができます。予約完了や予約前日のお知らせをいねばんに配信する機能もつけております。昨日現在、134世帯の利用登録があり、乗車の予約は1日大体10件から15件程度でございます。そして、まだ、でも、いねばんからの予約と電話からの予約、これが半々、そういったところでございます。

高齢の方からは、やはりやり方が分からないという電話をいただいているようであります。利用登録ボタン操作を3回ほど、配車予約もガイダンスに従ってもらえば簡単に操作できる仕組みになっており、それに分かんよというて電話されてこられる高齢者の皆さんには、その電話を取って説明をさせていただきますと、何とか登録いただけているようでございます。

このアプリも実証実験でのテスト環境となっており、本格リリースの際には、お知らせ配信と連動して、さらに簡潔な予約方法を検討しているところでございます。

また、議員、いろいろな場所、状況を研究されまして、言っていただいております。いねばんを活用して買物ができたり、オンライン診療ができる取組が必要であると言われております。そうではありますが、いねばんで買物とは、いねばんから楽天市場やアマゾンにアクセスして買物をするという意味なのか、それとも伊根町がいねばん上でショップを開設する意図なのか分かりかねますが、前者は可能か不可能かと言えば、技術上は可能でございます。そうではあります、そのような運用は考えてはおりません。後者においても、現在のところ、伊根町はAコープに代わる店舗を運営する予定はありませんので、いねばん上にショップが開設されることはありません。ただし、町内の事業者がAコープに代わるリアル店舗を開設され、さらに宅配サービスも提供する体制を整えるなどの諸条件がそろった場合には、いねばんからその店舗の商品の注文ができて、注文したものが家に届くという取組が成立する可能性はあると思います。

まずは、そういった店舗ができるか、やろうという事業者がおられるのか、それが先になるかと考えております。

オンライン診療についても、新しいいねばんにはZoomが組み込んでありますので、医師が遠隔診療に取り組みされるお考えがあれば、できないことはないと思っております。しかしながら、昨年12月、山根議員さんの一般質問でもお答えしたように、通信費の増大が大きな課題となります。また、オンライン診療は、医師にそのお考えがあっても、住民の皆さんが望んでおられるかどうかという問題もございます。ありていに申し上げまして、田舎の診療所は一種のコミュニティーの場ともなっており、オンラインで事を済ませるより、診療所に行くこと自体が目的化している面もあるかと思っております。オンライン診療よりいねばんからデマンドタクシーを使った予約診療を行っていただき外出の機会をつくることも、住民満足度の向上につながるのではないかなど、そのように思うところでございます。

買物、オンライン診療、こういったいねばんの活用は、本来の目的である情報通信端末にプラスした付加価値としての利用でございますが、今後、ほかにもこういった形での利活用が求められてくると思います。また大きな検討課題だと思っております。

しかし、あれもこれもいねばんタブレットでとなると、高齢者の方にはかえって使いづらいものになることも予想されますし、しつこいようでございますが、通信費は大きな課題でございます。

運用開始から1年です。いねばんという名称は十分に皆さんに浸透したのではないかと考えております。次のステップは、住民の皆さんへの情報配信をさらに分かりやすく、そしていち早く伝えるということに重点を置き、町の情報はいねばんでと皆さんに思ってもらえるよう、丁寧な情報発信に努めていきたいと思っております。また、付加価値としての利活用の検討、そして高齢者のいわゆる情報格差解消にも取り組んでまいりますことを申し添え、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。タブレット端末を使うと通信費が増大するというところでありますが、町長がよくおっしゃる、ないものねだりをしない、今あるいねばんを最大限に生かしてもらって、来年4月1日から予約型乗合いタクシーが本格運行されるようですが、

できるだけ安い運賃で運行できることを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

最後に、緊急事態宣言発令に対する今後の対策はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

初めに、お恥ずかしながら、通告書に記載しました数字の訂正をさせていただきます。

4回目の流行と書いておりますが、5回目でありました。訂正をお願いし、通告書に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

2019年末から流行が始まったコロナウイルスの流行は、日本全体に蔓延し、飲食業、観光業はもとより、経済活動を鈍化させています。国民一人一人が手洗い、うがい、マスクの着用、出歩かない、集まらないを実行しても、ウイルスは変異を繰り返し、今回、5度目の流行となっております。

5度目の山となったデルタ株ウイルスは感染力が強く、擦れ違うだけでも感染するというような情報が流れたりもいたしました。京都府内でも少し山を越えたようではありますが、連日多くの感染者、多くの重症者を出しています。京都北部でも1回目から4回目にはなかった多くの感染者を出し、休業となった事業所も近隣市町で出てき出し、身近に感じ、最近特に注意するようになっていきます。

伊根町は、早くに接種を希望する町民に2度目のワクチン接種を終え、新聞各紙を見ても、当初の感染者4人から感染者ゼロを続け、町内外から見ても安全であるという雰囲気があるように思われます。

盆休みは、久しぶりに多くの帰省者があり、観光客も多く来町し、屋外ではありますが、マスクをしない散策者、釣り客も多く見られるようになっていきます。先日の9月11、12日、平田地区で仕事をするところがありましたが、通行する車は多く、散策者、釣り客もウイルス流行前と変わらず、町営駐車場も終日満車で、本当に京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県に緊急事態宣言が出ているんだろうかと不思議でなりません。情けなく、怒りが込み上げてきました。なぜ我慢ができない。我々田舎者はどこにも出かけず、2年近く我慢しているのに、早期に収束させ、元通りの生活に戻りたいと思っております。今以上の我慢が必要ではないかと感じています。送り出す自治体だけでなく、受け入れる自治体も考えるべきではないかと考えます。

18日から始まるシルバーウィークには、例年の秋イカ釣り客を含め、多くの来町者が考えられます。第5波も収まりつつありますが、急に告知なしでの駐車場の閉鎖は、近くの道路などに路上駐車なども考えられます。長谷川議員が先日言われた伊根町火葬場に車を置き釣りをするという者も出てくることでしょうか。冬季に向かい第6波も考えられ、早期収束のため、告知などした後、町施設の閉鎖を考えてはどうかと思っております。私の記憶では、今より感染者の少なかった第1回目の緊急事態宣言中は町営駐車場を閉鎖していたのではと記憶しております。

次に、伊根町は、希望者に早期のワクチン接種を終え、さきにも申しましたが、ワクチン接種終了後の感染者もなく、町民は大変感謝しております。

しかし、今流行しているデルタ株ウイルス、これから流行するであろうミュー株ウイルスは、2度のワクチン接種を終えてもブレイクスルー感染と呼ばれ、感染すると言われていきます。ブースター効果と言われ、落ちかけた免疫力を上げ、2回目から8か月後に打つとよいと言われている3回目のワクチン接種を、早く打ち終えた方は今年度末に打つ必要があると思われまます。

日本国民の50%がまだ打っていないという状況の中、1回目、2回目のような無料の集団接種が行われるのか、現時点での状況、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

いつもと雰囲気が違いますね。佐戸議員さん、いつもいつもトップバッターですので、一番最後に来られると、何か今から始まるような気がいたしました。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

8月20日から9月12日まで、京都府にも4回目の緊急事態宣言が発出され、さらに9月

30日まで延長されることになりました。感染者は減少傾向ではございますが、医療の逼迫等、まだまだ先が見通せない状況でございます。

そういう中、議員もおっしゃったとおり、幸いなことに伊根町では2月以降の感染者の報告はなく、ワクチン接種効果のみならず、住民の皆さん、事業者の皆さんがしっかりと感染予防対策を取っていただいていると、その結果であると心より感謝をしておるところでございます。

接種対象者の9割が2回目のワクチン接種を完了している伊根町が、対外的にどのように映っているのかは分かりませんが、緊急事態宣言下にあっても多くの観光客が訪れられております。そういうものの、8月の統計を見ますと、去年より随分落ちていますね。天候のせいもあったんでしょうが、大体去年の7割前後で推移をしております。

マスクなしの散歩者や釣り人も見られるとのことでございます。確かに今の世の中、マスクなしは論外、非常識も甚だしい。そうではありますが、漁港施設の釣り人が伊根町の感染予防対策上、何か支障になっているかと言えば、それほど支障はないように思っております。

出歩くなというアピールをと言われますが、伊根町の町長である私が他の市町の住民の方にそういう指示ができるものではありませんし、そのアピールのために町施設を閉鎖することもございません。そのような予定はございません。

舟屋の里公園、浦島公園など町の観光施設のほとんどは、指定管理者による運営としておりますので、その閉鎖につきましては、伊根町内において余程の感染拡大が起こらない限り、指定管理者の判断によるものと考えております。指定管理者は、当然、国、京都府からの要望を踏まえた判断をされております。

また、駐車場でございますが、一番最初の緊急事態宣言の際には、指定管理者施設のほとんどが閉鎖をされる状況であったことなど、そのことを加味して閉鎖をいたしました。そうではあります。結果として、観光客、釣り人が減ったわけではなく、逆に、車を止めるところがなく、路上駐車などで住民とのトラブルの原因にもなったと認識をしております。伊根町が町施設を閉鎖した程度では、出歩くなというアピールにはならないのではないかと思うところでございます。

次に、3回目のワクチン接種についてお答えをいたします。

日本でのワクチン接種は、医療従事者の先行接種が2月から始まり、全国の自治体には4月末からワクチンが順次配布される中、本町では8月末には対象者の約9割、65歳以上も64歳以下もどちらの区分でも9割の方が2回接種できました。完了したわけでありまして。

しかしながら、一方、国単位では、9月13日の数値になりますが、少なくとも1回接種が63%、2回接種は50%程度でございます。64歳以下に限ると、1回接種が43%、2回接種になると29%とまだまだ接種率が低いと言えます。低い接種率でございます。

そういう中にありまして、伊根町だけが、うちはもう2回接種が終わったんでブースター効果を狙った3回目をやりたい、ワクチン回してくれ、そう言っても、国も京都府も応じてくれる道理がないわけでありまして。

また、国のほうでも、ブースター効果について議論は、今、厚労省のほうで大分やられておりますけれども、まだまだ議論は整っておりませんし、その配分計画もまだ始まっておりません。まだ始まりそうにもございません。世界的にもWHOは、2回目接種後1年から2年以内の追加接種に否定的な見解を示しております。そして、ワクチンの普及が大変遅れているアフリカ等途上国に、3回目を打つ前にそちらにワクチンを回すべきだと、そう言っております。

6月議会の一般質問でも佐戸議員から同様の質問があり、そのときの答弁の繰り返しになりますが、我々は、国の方針に沿い、法に基づいて、町民の命と健康を守るため迅速に対応するということです。次回の接種については、国の方針等状況が見え次第、対応を検討したいと考えております。

今回も同様の答弁といたします。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） 町長、答弁ありがとうございます。

町長も言われましたが、ちょっと今回訳があつて、北部医療センターに救急で行かせていただいております。1時間以上、救急病棟でベッドに横になっていましたが、コロナウイルス感染を病

院内に入れないという物すごい緊張感を感じました。2回目のワクチンの接種はいつ終わりましたかという質問を何回も何回もされました。看護婦さんが電話対応しているのも聞いていましたが、感染の疑いのある方は車の中で待機してくださいというようなお願いをしているようでした。会話の中でもコロナウイルスのことが出ており、我々が思う以上に北部医療センターは大変なことになっていると感じました。

入院中も、一般患者を見ている看護師さんの仕事は大変であると感じました。これに防護服を着てコロナ感染者を看護する看護師さんは大変な仕事であると改めて感じました。あれを見ますと、我々一人一人が努力し、協力し、早期の感染収束を行わなければならないと感じ、病院のベッド上で一般質問を書かせていただきました。

私が思うに、伊根町の公衆トイレ、駐車場近くにある公衆トイレの清掃を行うおばちゃんたちは、特に気をつけてやってもらわないと感染をする可能性があると思っております。伊根町のほうでも指導いただきたいと思って一般質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩します。11時まで休憩といたします。

休憩 10時52分

再開 10時59分

○議長（濱野茂樹君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第43号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、議案第43号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第43号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市町村計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第43号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（濱野茂樹君） これから質疑を行います。1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 先ほどご説明の中で、計画の変更とか追加があるということをご説明いただいたんですけども、具体的には、今、最後にご説明いただいたこの計画案の中に、実際、事業計画を追加なり変更するという認識でよろしいですか。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいまご質問いただきましたとおり、この計画は、従前のものもそうなんですけれども、当初策定した段階では冊子でお配りをさせていただくことになると思います。このご可決いただきました後ですね。その後、変更の都度、変更は当然議会の議決が必要な案件でございますので、議案として提出させていただきまして、それを何ページにこのような文言を追加しますという記載の仕方で、後ろに加えていくという形で整備を続けていくものでございます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 53ページの医療の確保のところの一番下の丸ちよぼで伊根町が主体となって理学療法士を導入するということは分かりますが、次のページに移りまして54ページで、脳卒中や骨折等の障害発生時から急性期、回復期、維持期まで一貫したリハビリテーション医療の

強化、施設整備等を進めるとあります。今の伊根町では、急性期、回復期というのはちょっと体制としては難しいと思うんですけども、それをやっ払いこうという計画なんでしょうか。これは急性期、回復期の病院との連携を強めるという意味の記載なんでしょうか。ちょっとそこら辺が分からないので、お答え願いたいのと、それから、その施設整備というのは具体的にはどういうものを考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 前段のご質問につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。施設整備等につきましては、施設整備の必要性が発生した場合を想定しという考え方で記載をさせていただきました。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、今、この施設をどのようにやっ払いこう、変えていこうとか整備しようかという具体的な案はお持ちではないということによろしいですか。

○議長（濱野茂樹君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） お見込みのとおりでございます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） ちょっとすみません。記述の仕方が私自身がちょっとどうしても気になったので、質問させていただきたいと思います。

17ページの教育の振興というところです。児童生徒さんのたくましく健やかな人間性を育てるために、全ての児童生徒に学校、家庭、地域から包み込まれているという感覚を育むというのがあるんですけども、これはちょっとすみません、個人的なことで申し訳ないですが、学校やら家庭やら地域から包み込まれたら、私自身はとてつもない窮屈でたまらないなど。何かもっと穏やかに見守られているとかそういう表現にはならなかったのかなというのが1つです。

やっぱりこれ、令和2年度に事業で学びの深化のプロジェクトというのがありましたよね。これは、このプロジェクトは、非認知能力を育てて学習との相乗効果を狙ったというように説明を受けましたけれども、この非認知能力というのは、気づく力とかやり抜く力とか関係性を修復していく力とか、そういう自己肯定感を持って生きていく力を育てていくものというふうには私は非認知能力というものを理解しているんですけども、ですから、やっぱりそういう事業も伊根町でされましたし、自己肯定感を持って生きる力を育てていくというような表現のほうが分かりやすいんじゃないかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。こういう表現というのは、京都府の教育委員会かどこかから書きなさいというか、そういう感じでこういう表現は使われているのでしょうか。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 今、山根議員さんのほうからご質問ありましたが、個人的な言葉の受け止め方、包み込まれているというのは監視されているというか、そういうふうには受け止められるんだと、窮屈だということでしたが、差異がそれぞれ個人個人であるのかなと。私自身は違うように受け止めております。先ほど後半に言われた、温かく見守っていると、そういう趣旨の意味合いで包み込まれていると、抱擁されているということの理解をしているつもりです。

これは、府のほうからこう書きなさいということではなくて、府のほうの教育振興計画のほうにもこの文言は使われておりますが、私と同じ趣旨で使われているものというふうに思っております。

もう一点、学びの深化でしたかね。学びの深化、非認知能力という部分をどういうふうにつかえるかということも、これもまだ研究段階のところもあるんですけども、点数化されない、最後までやり抜く力とか、自分自身をしっかり見つめる力ですとかいろいろあるんですけども、他者との関係をしっかりと築くとか、そういう部分が結局数値化される能力、知識の部分ですとか、体力面等々も含めて、そういう能力を伸ばしていくことにつながっていくんだと。それで、そういう言葉を使うべきじゃないかということでしたが、前段と一緒になんです。そういう認知も非認知も含めて人間としてその子供さんをしっかりと包み込んでいきたいと思います、両面で見たいと思います、そういう理解をしていただけたら大変ありがたいというか、ご理解ください。そういうことです。よろしくお祈りします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第37号

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、議案第37号 令和2年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） それでは、令和2年度伊根町歳入歳出決算認定につきまして、拓政会を代表し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和2年度の決算額は、歳入で51億489万5,000円、歳出で48億976万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は2億3,704万3,000円の黒字決算となっております。吉本町長を初め、職員の方々の行財政運営への取組に敬意を表するとともに、限られた財源を重点的に配分され、効率的で迅速な事務執行による黒字決算は大いに評価できるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症により京都府に緊急事態措置が適用され、本町におきましても、観光産業を初め地域経済への影響、住民の生活環境も厳しい状況でありました。

新型コロナウイルス感染症防止として整備されました備品、設備改修等への対応、また国の各種政策、交付金、給付金を活用し実施しました地域振興券の発行、伊根町定額給付金等の伊根町独自の支援事業、給付事業は迅速な対応であり、大いに評価できるものであります。

今年度の主な事業としまして、いねばんの整備に伴い、防災行政無線設備の撤去と行政情報配信システム屋外拡声局の整備が完了し、防災力の向上で安心して暮らせるまちづくりができました。

再生可能エネルギー導入可能性調査では、プロジェクトごとの調査結果を基に、将来に継続できる本町にふさわしい事業展開につながることを期待いたします。

また、学校ICT環境整備事業では、国のGIGAスクール構想の実現に向け、1人1台のタブレット端末とネットワーク整備が実施され、子供たちが未来に必要な資質や能力を高める環境であることを期待いたします。

今後も財政運営は厳しい状況であり、新型コロナウイルス感染症の影響など先行きは不透明ではございますが、町民のニーズを捉え、各施策、事業の必要性を見極め、引き続き限られた財源の重点配分による財政運営をお願いします。

そして、第6次伊根町総合計画に基づく「みんなで創るええまち」の実現に向けて、次世代につながる持続可能なまちづくりを強く期待し、本決算の私の賛成討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 令和2年度決算認定の討論に、日本共産党議員団を代表して賛成の立場で参加いたします。

令和2年度の決算は、一般会計、特別会計の全体を通して歳入決算額は51億489万5,000円、歳出決算額は48億976万2,000円、実質収支は2億3,704万3,000円の黒字決算となりました。経常収支比率は前年度から5.7ポイントの改善が見られ、実質公債費比率は7.5%と標準数値を下回りました。コロナ禍にあっても、住民の生活と営業、命と健康を守るために、吉本町長を初め職員の皆さんが努力していただいた結果の決算であり、大いに評価できるものです。

まず、一般会計について述べます。

新型コロナの影響で営業や生活が圧迫され、新たな生活様式での暮らし方、人との交流の仕方が求められる中、迅速な対応で特別定額給付金事業が実施され、町民の暮らしを守る大きな支援となりました。

また、町独自の伊根町定額給付金事業の実施は、先の見えない不安を抱える町民にとっては、前向きの気持ちになれる事業であったと評価します。まだまだ新型コロナの影響がどのような形でどこまで続くのか未知数のところもありますが、町民の暮らしと健康を守るための施策を継続していただきたいと考えます。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業では、太陽光発電を用いたデマンドタクシーの運用などが試行されています。温泉熱の活用も検討課題となっています。再生可能エネルギーは地域の資源として活用し、地産地消のエネルギー政策を期待します。

行政情報発信事業では、いねばんの利用ができていない方への個別の対応が求められます。今後、アンケートを取り、その結果を基に対応されるとのことですが、情報が誰でもきちんと得られ、取り残される人がないよう支援をお願いしたいと思います。

災害対策費については、防災備品に新型コロナ対策のためのサーモグラフィカメラや酸素濃度計、フェースシールドなどが新たに備えられましたが、近年の異常気象による災害は想定外のものも多く、コロナ禍で災害が起こった場合の避難計画なども新たに作成する必要があるのではないかと考えます。

有害鳥獣対策では、対策運営会議を開催し対応されていますが、農作物への被害ばかりではなく、動物の飛び出しなどによる車の破損事故なども発生しており、重大な事故につながりかねません。今後もさらに工夫と対策を強めていただきたいと思います。

教育関係では、学校ICT環境整備事業で小中学校の児童生徒にタブレット端末が整備されました。運用に伴い故障や破損などのリスクは必ず伴いますが、公費で補償していくということで、安心して活用できると思います。児童生徒の学習の向上に役立つツールとして、今後もその活用はますます進んでいくものと思われませんが、視力の問題や電磁波の健康面への影響なども考慮しながら進めていってほしいと思います。

特別会計では、国民健康保険事業では、新型コロナの感染拡大により特定健診の時期が延期となりましたが、中止せずに実施のため頑張っていただきました。診療所についても、長期投薬による減収はありましたが、診療所での発熱外来の体制整備など、町民のコロナ感染の予防のために取り組まれました。

介護保険の関係でも、新型コロナの感染が収まらない中で、スタッフの皆さんは感染予防に細心の注意を払いながら介護サービス事業を実施していただきました。改めて医療、介護のスタッフの皆さんに心から感謝申し上げます。

高齢化の進行や老老介護など暮らしの大変さはこれからも続くと思いますが、町民の皆さんが安心して暮らせるための支援を引き続きお願いしたいと思います。

新型コロナの感染の収束の見通しはまだ立っていませんが、町民の営業と暮らし、健康を守っていただきたいと思います。そして、伊根町が町民との対話を重視し、町民の理解と協力を得ながら、小さい自治体のよさを生かしたまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

今後のさらなるご奮闘を期待いたしまして、令和2年度の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 令和2年度決算認定について、自友会を代表して賛成の立場で討論いたします。

実質赤字、連結赤字も平成20年度から良好であり、実質公債費も7.5%と良好である。また、将来負担率も平成22年から全くなく、良好であります。さらに、経営健全化の意見についても、是正すべき指摘も特になしということであり、極めて良好な決算であり、これを認めます。

令和2年度は、世界的に拡大したコロナウイルスにより、町民全体で取り組んだ3密を避ける、手洗い習慣、マスクの着用など、町民の皆様にはご不便をおかけしましたが、現在も収束が見られておりません。その中、行政は、コロナ収束後の伊根町の観光回復と活性化をもたらす新たな事業

を企画し、現在進行形にあることは、将来の伊根町の発展に寄与するものと十分に期待をしております。今後においては、町民の安全・安心に加え、コロナ収束後のさらなる伊根町の産業の活性化に尽力いただきたい。

監査においても是正の指摘がない決算であることを鑑み、吉本町長がリーダーとなり、若干のリスクを覚悟で知恵を絞っていただき、大胆な冒険をするぐらいの事業実施を検討していただき、町民全体の再生、士気を高めていただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和2年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

◎ 日程第5 意見書案第1号

○議長（濱野茂樹君） 認定第5、意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りいたします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（濱野茂樹君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（濱野茂樹君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は9月2日から本日までの16日間の会期で開催され、議員各位におかれましては、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議事運営、議会運営のご協力に対し、心から感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆様方におかれましても、会期中、何かとご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

可決されました議案等で議員より意見のありました事業については、執行、予算計上前に事業実

施方法等を精査いただくとともに、事業の速やかな実施と的確な進捗管理に努めていただきますようお願いいたします。

我々町議会も二元代表制の一翼を担う存在として、より一層高い問題意識と志の下、チェック機能としての役割を怠ることなく、町民の期待に誠心誠意応えるとともに、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の発展に向けて取り組んでまいる所存であります。

最後に、どうか皆様方には一層ご自愛の上、町政発展のため引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもって令和3年度第3回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 11時31分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員